随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 2号外汚水ポンプ設備長寿命化対策工事

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている汚水ポンプ設備において経年により劣化が進行している主要部品の取替を行い、本来の機能を回復させ長寿命化を図るものである。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を 実施した三菱重工業株式会社からプラント業務を事業譲渡された新菱工業株 式会社以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所より見積 を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企 業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結 するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較 見積を省略することとする。